

金 沢 駅 前

めがね🕶️ 税理士通信

GLASSES TAX ACCOUNTANT NEWSLETTER

Jan & Feb. 2023 vol.120

1・2 合併号

CONTENTS

1. 今月はココをチェック!めがね税理士の厳選税務 / MUKAI NEWS
2. むーマンの相続相談室
3. 今月の経営のヒント / 税務セカンドオピニオン

Topic

癸卯の年

新年明けましておめでとうございます。本年もむかいアドバイザーグループをどうぞ宜しくお願い致します! 2023年は「癸卯(みずのとう)」の年です。「癸」は順序で言えば最後にあたり、一つの物事が収まり次の物事へ移行をしていく意味合いがあるそうです。また、「卯」のうさぎには、向上する、成長するという意味合いがあるそうです。「癸」と「卯」の組み合わせから、これまでの努力が実を結び、成長や飛躍をするという明るい未来が想像できますね。皆様にとって、2023年が素敵な年になりますように。私もこれから始まる新しい年に希望を持って、また日々の努力も忘れずに、過ごしていきたいなと思います!





今月はココを
チェック!

めがね税理士の厳選税務



TOPIC



令和5年度税制改正① NISAの抜本的拡充・恒久化

令和5年度税制改正大綱が公表されました。「資産所得倍増プラン」の実現に向け、「貯蓄から投資へ」の流れを加速することを目的とし、NISA制度に大きな改正がありました。今月はこちらの概要を解説いたします。

1 概要

若年期から高齢期に至るまで、長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行えるよう、非課税保有期間を無期限化し、口座開設可能期間については期限を設けず、NISA制度が恒久的な措置となりました。適用時期は令和6年以後となります。

2 主な改正点

- 年間投資上限額の引上げ
- 「つみたて投資枠」の投資対象は積立・分散に適した一定の銘柄
- 一生涯にわたる非課税限度額を設定
- 「成長投資枠」の投資対象は一定の上場株・投資信託等
- 「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の併用が可能となる
- 対象年齢は18歳以上
- ジュニアNISAは2023年で終了

《現行》	つみたてNISA	一般NISA	補足
非課税保有期間	20年間	5年間	-
年間投資枠	40万円	120万円	併用不可



《改正案》	つみたて投資枠	成長投資枠	補足
非課税保有期間	無期限化		-
年間投資枠	120万円	240万円	最大360万円
生涯非課税限度額	1,800万円		成長投資枠は1,200万円まで

MUKAI NEWS!

令和5年もよろしく願いいたします!

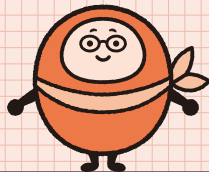
むかいアドバイザーグループの朝倉です。令和5年が始まりましたね! 本年もむかいグループをどうぞよろしく願い致します。私事ですが、今年は『変化』の年となるように仕事もプライベートも頑張ろうと思っています(^.^) いい変化を起こせるといいのですが…(笑) 変化と言えば、むかいグループでは昨年の夏ごろから新スタッフが男性スタッフ2名、女性スタッフ3名が入社しています。これまで女性の比率が高かった当グループですが、男性スタッフが増えて社内の雰囲気ガラリと変化しております! 男性スタッフの勢いに負けぬよう女性スタッフも日々精進して参りたいと思います(^.^)/



むーマンの相続相談室

テーマ：遺言により不動産を相続したら

お悩み
解決!



回答者 むーマン

相続で困っている人たちに
助けるこころやさしいヒーロー。



相談者 太郎さん

相続で困ったときはいつも
むーマンに助けてもらっている。

Question

父が亡くなり、相続人は私（長男）とB（二男）の2名です。父は「不動産をすべて私に相続させる」という内容の遺言書を遺していましたので、相続登記は急がなくても良いと考えていますが、後回しにした場合のデメリットはありますか？



太郎さん



むーマン

令和元年7月1日に施行された改正民法で、遺言によって不動産を相続された場合、太郎さんの法定相続分を超える部分については、相続登記をしていないと第三者に対抗（権利を主張）することができなくなりました。

具体的には、以下のようなケースが考えられます。

- 不動産を相続しないBさんの債権者が、Bさんの法定相続分を差し押さえる
- Bさんが法定相続分での相続登記をして、自分の持分を第三者に売却する

このようなケースでは、遺言書があっても相続登記をしていないと、第三者（Bさんの債権者や不動産持分の買主）に対して太郎さんの権利を主張することができなくなってしまいます。

相続人の間では遺言書があれば権利を主張できるため、相続登記は急がなくても問題ないと考えられる方も多いのですが、太郎さんの権利を守るためにも早めに相続登記をすることが望ましいです。

すみやかに
手続きを!

民法が
大幅に改正

遺言の内容を知らない第三者には権利を主張できなくなる可能性があるのですね…
せっかく父が遺言を遺してくれていたのです、相続登記もすぐに進めようと思います。



太郎さん



むーマン

遺言により不動産を相続した場合だけでなく、ご相続の間での遺産分割協議により法定相続分を超えて不動産を取得することになった場合も同様に、相続登記をしなければ相続人以外の第三者に対抗することができません。

自分の権利
を守ろう!

令和6年4月からは相続登記が義務化され「相続の開始および所有権を取得したと知った日から3年以内」に登記をしなければいけなくなりますが、遺言や遺産分割協議により法定相続分を超えて不動産を相続することになったときは、より早めに相続登記をされることをお勧めします。

むーマン
から一言!

WEBからも
ご予約可能!

相続の無料相談予約受付中!

お気軽に!

0120-779-155

相続手続き・相続税申告・遺言書作成・生前贈与・家族信託

※無料相談は事前予約で夜間・土日祝日も対応可能です。



今月の経営のヒント

MANAGEMENT TIPS



「身につまされる」

一つのことを聞いても、一つのことを見ても、わが身につまされる思いがあったなら、その見たり聞いたりしたことが、そくそくとわが身に迫ってきて、いろいろな様々の感慨が生み出されてくる。身につまされて、もらい泣きというけれど、つまりは人の世の喜びも悲しみも、その味わいも、身につまされた思いのなかで、無限に深まりゆくのである。人間にとって、人生を歩む上において、身につまされるということは、やはり大事である。またこれは、何も個人の身上のことだけではない。身につまされる思いで、お互いの周りを、もう一度、よく見まわしたい。おたがいのこの日本のことも、わが身につまされる思いで、もう一度、よく考えてみたい。反省してみたい。

(引用「道をひらく」松下幸之助 PHP研究所)

SECOND OPINION

税務セカンドピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！



税金版セカンドオピニオンのご相談例



相続や事業承継の
対策を打ちたい



経営改善について客観的な
アドバイスを受けたい



株式や不動産の移動などの
資本政策について相談したい



税理士が高齢又は担当が
税理士ではなく相談にくい

編集・発行



つねに むかに
むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人／むかい司法書士法人／むかい行政書士法人
むかいアドバイザリー株式会社／むかい相続サポートセンター

代表者／税理士・行政書士 向 智大

代表者／税理士・司法書士・行政書士 向 貴子

〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

TEL.076-254-0301 FAX.076-254-0302 Email.info@mukai-group.com

受付時間 9:00～18:00 (平日・土日祝)



むかいアドバイザリーグループ
<http://www.mukai-group.com>



むかい相続サポートセンター
<http://www.auberge-sanglier.com>



石川金沢家族信託
サポートセンター
<https://kanazawa-kazokushintaku.com>



公式 LINE
相続に関する情報を定期配信しています